

川崎市幸区公告第 25号

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年6月13日

川崎市幸区長      山口 美穂

（別紙省略）